

会津若松市議会政策討論会

今期政策討論会における政策研究の 取り組みについて

平成 27 年 4 月 27 日

政策討論会 第 1 分科会

同 第 2 分科会

同 第 3 分科会

同 第 4 分科会

同 議会制度検討委員会

目 次

○ 参考資料

	頁
・ 第 1 分科会報告	1
・ 第 2 分科会報告	16
・ 第 3 分科会報告	21
・ 第 4 分科会報告	26
・ 議会制度検討委員会報告	32

今期政策討論会での政策研究の取り組みについて (第 1 分科会)

1 総括

政策討論会第 1 分科会では、平成 23 年 12 月 8 日に開催された政策討論会全体会において、政策討論会における 10 の討論テーマのうち、「本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり」と「行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について」の 2 つが割り振られました。

当分科会では、この割り振られた 2 つの討論テーマについての具体的な政策課題として、「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～」及び「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」を設定し、政策研究を行ってまいりました。

また、これら問題分析の具体的テーマに関しては、主に財政の持続可能性、長期総合計画、自治基本条例及び地域内分権のあり方について、必要に応じて市議会の本会議においては一般質問を行い、及び委員会においては、予算審査・決算審査での論点とし質疑を行いながら、順次執行機関の考えを確認し、委員間で議論を重ねてまいりました。

以下、これまでの検討内容を示します。

2 政策課題「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～」についての調査・研究内容

この政策課題については、主に財政の持続可能性、自治基本条例のあり方を中心に調査・研究を行い、議論を重ねてきました。

(1) 財政の持続可能性

① 専門的知見の活用

このテーマに関するもののうち、財政分析に関しては、関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部の小西砂千夫教授をお招きし、平成 24 年 7 月には「9 月定例会での決算審査に向けて平成 22 年度決算までの財政分析の考え方」を、また平成 26 年 2 月には「平成 24 年度決算から見た「会津若松市の財政分析」についての考え方」を、平成 27 年 2 月には「今後の国における地方財政に関する考え方や本市の決算状況から見た財政分析」を学びました。この中では、国の地方財政に対する考え方や財政調整基金や減債基金のあり方をご指導いただき、また会津若松市の財政状況については、「財政調整基金も一定程度積み立てがなされており、財政指標の一つである実質公債費比率でもみても数値は下がってきていることから、一時期よりも改善してきている。今後は、公共施設のマネジメント等に資するような投資的経費をどのように充てていくのかが大きな課題である」ということを学びました。

② 委員間討議による意見集約

上記のような専門的知見の活用をしながら、委員間討議を行い、当分科会として意見を集約したもののうち、主なものは、次のとおりです。

ア 財政の持続可能性を確保するためには、財政規律を保持する必要があり、そのためには、財政計画が必要である

(7) 財政計画の必要性

本市の財政は、今後、市税収入の大幅な増加が見込めないことや少子高齢化に対する経費及び公共施設の長寿命化に要する経費の増嵩等により、ますます厳しい状況となることが予想される。市政運営に当たっては、市民ニーズに的確かつ迅速に対応するとともに継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくことが望まれるが、厳しい状況下においては、「あれもこれも」から「あれかこれか」という選択を行わなければならない。

現在、市では、第7次長期総合計画の策定の取り組みをはじめているが、財政の裏付けのない計画は、絵に描いた餅になりかねない。まちづくりを計画的に進めるためには、財政計画が必要である。

(イ) 長期総合計画との連動は、なぜ必要なのか

長期総合計画に基づく計画的な市政運営を着実に進めていくためには、中長期的な視点に立った財政運営が重要であり、長期総合計画と財政計画の連動は必要不可欠である。

また長期総合計画と財政計画との関係については、当分科会として次のとおり整理したものである。

○ 長期総合計画と財政計画の関係の整理

① 第7次長期総合計画

- ・ 長期総合計画は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止について議決を経て、自治体計画とする。
- ・ 長期総合計画の期間は10年又は8年とし、うち基本計画は、その期間を半分に分け、事業の優先順位で前期を前期計画、後期を後期計画と位置付ける。
- ・ 必要があれば、毎年度事業の優先順位を調整し、整理する。

② 財政計画

- ・ 財政計画の期間については、長期総合計画の半分とする。
- ・ 財政計画は、長期総合計画の前期中（又は後期中）の主要事業を計画的に行うための財政上の裏付けを意味するものである。
- ・ 国の地方財政に対する政策等による歳入歳出における影響などについては、毎年度見直しを行いながら計画を修正することが必要であり、期間は常に一定とする（次ページの図参照）。

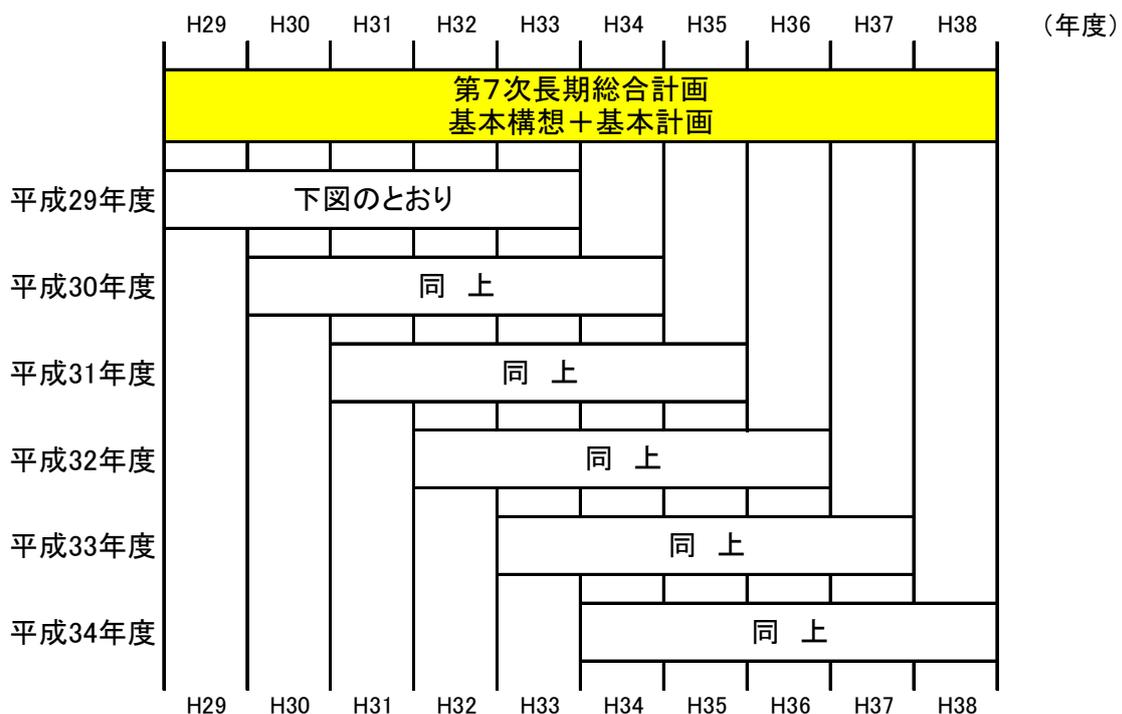
- ・ 財政計画の内容は、これまでの中期財政見通しと同程度のものに主要なハード・ソフト事業を加えたものとし、主要なハード・ソフト事業の実施時期（優先順位）を見通せるものとする。
- ・ 実施時期（優先順位）の変更等は、毎年の財政計画の調整により順次行なう。
- ・ 歳入歳出の数値については、一定の幅（上限及び下限）を持たせたもので了とする。
- ・ 議決事件としない。

③ 新たな事業又は事業の変更についての考え

- ・ 新たな主要な事業等で基本計画にないものについては議決を要する。
- ・ 基本計画にある主要な事業等の変更についても議決を要する。
- ・ 新たな主要な事業等で基本計画にあるものについては適宜実施する。

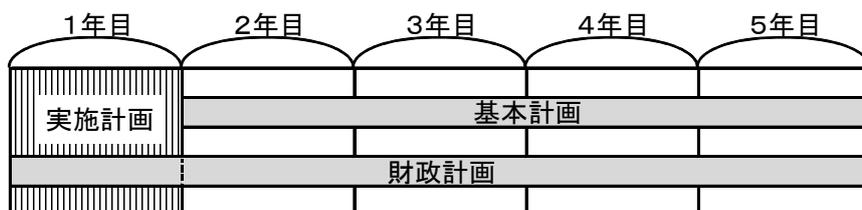
長期総合計画と財政計画等における期間の関係

（長期総合計画の期間が10年の場合）



※ 上記ワクの内容（期間は5年間。毎年度の見直しを行う。）

実施計画：各種施策における計画（例：高齢者福祉計画）又は行政評価をふまえて計上された当初予算を実施計画とみなす。



（平成27年1月15日 政策討論会第1分科会 会議資料より）

(2) 自治基本条例

① 専門的知見の活用

自治基本条例に関しては、主に平成26年5月から北海道大学名誉教授の神原勝先生の著書「自治基本条例の理論と方法」をテキストとし、各委員がテキストの各項目をそれぞれ研究し発表しながら、それに対して意見交換を行うという、いわゆる「サブゼミ方式」にて学習を重ねてきました。さらには、同年8月には、先の神原勝先生をお招きし、自治基本条例の制定にあたっての留意点、生ける条例の条件等について御指導をいただきました。

② 行政調査での研究

平成26年7月に埼玉県三郷市及び神奈川県茅ヶ崎市を訪問し、自治基本条例の制定と当該条例に基づくまちづくりに係る行政調査を実施しました。

③ 委員間討議による意見集約

上記のような専門的知見の活用及び行政調査を行いながら、委員間討議を行い、当分科会として意見を集約したもののうち、主なものは、次のとおりです。

ア まちづくりの基本的な考え方や住民参加、市政運営のルールを定めた自治基本条例が必要である。

(7) 自治基本条例の必要性

自治基本条例の必要性については、必要であるとの意見が多数であったものの、必ずしも必要ではないとの意見もあり、現時点では、分科会として一定の合意に至らなかった。今後、意見の差をどのように埋めていくかが課題である。それぞれの意見は次のとおり。

・ 必要とする意見

自治基本条例とは、自治の理念やまちづくりの基本的な考え方、住民参加、市政運営のルールを定めたもので、行政の役割や責任、情報公開等について、その仕組みと手続を総合的、かつ、体系的に示すものである。

地方分権が進む中、自立し自律した自治体運営のもとで住民福祉の向上、住民自治の発展が求められており、計画的な事務事業の推進のため、自治基本条例は必要である。

・ 必ずしも必要ではないという意見

自治基本条例があれば、市民が幸福となり、なければ不幸となるものではない。条例制定の目的を明確にすべきである。

(イ) 議会内部での必要性に関する認識

議員間で温度差がある。

今年度、執行機関からは自治基本条例の条例案が提出される見込みであり、当分科会としては政策討論会全体会などをおして理解を求めていきたい。

イ 自治基本条例案の審査の基準・評価尺度は、次のとおりである

(ア) 条例案作成に係る市民の関わり

条例については、「まちづくり市民会議」で検討しており、市民発意による条例案づくりを進めている。自治基本条例は、自治体運営の根幹にかかわる特に重要な条例であるので、各地区で市民懇談会などを開催し、各層の多くの市民の意見を丁寧に聴くなど、多数の市民に関わってもらうべきである。

(イ) 最高規範性を有するものとすべきか

自治基本条例は、さまざまな条例を総合的にまた体系的に示すものであり、実質的には自治体運営の基本となる条例であるため、条例に最高規範性を規定すべきか否かについては、とらわれないものとする。

(ウ) 市民の定義はどうあるべきか

たいへん重要な点である。まちづくりの主体となる者とまちづくりに参加する者を区分すべきである。住民登録をしている者、通勤・通学者、事業所、土地等の不動産を有する者、外国人（永住権を持つ者、持たない者）などを、例えば「市民」又は「市民等」に明確に分けるべきである。条例には、「市民」又は「市民等」がどのようにまちづくりに関わるのか、関わるができるのか規定すべきである。

(エ) 行政と住民の役割分担はどうあるべきか

自治基本条例の制定において、都市内分権に対する考え方は重要なポイントの一つである。地域の抱える課題は、それぞれの地域が有する歴史・文化・風土そして住民の属性が違うことから多種多様である。これらに対応するためには、行政の全市統一的なサービスには限界が出ている。それぞれの地域住民が自主的に地域課題の解決に取り組むことができる仕組みとして都市内分権が必要であり、この都市内分権の導入に当たっては、行政は、地域住民の考え方を尊重しながら、住民が自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担等への理解を得ることに努めるべきである。（公共サービスの担い手を地域に押し付けるようなものであってはならない。）

(3) 公共施設マネジメント白書

① 行政調査での研究

公共施設マネジメント白書に関しては、平成 24 年 1 月に千葉県習志野市を、同年 10 月には東京都武蔵野市を訪問し、公共施設配置のあり方等について行政調査を行いました。なお、市では、平成 25 年 2 月に公共施設白書を作成し、平成 26 年 10 月に公共施設マネジメント基本方針を策定し、現在は公共施設総合管理計画の策定に取り組んでいるところであります。

② 委員間討議による意見集約

公共施設マネジメント白書については、当分科会としての意見集約を行うまでには至りませんでした。しかしながら、この公共施設マネジメントについては、今後の本市の最重要課題の一つであることから、調査・研究に努めていかなければならないと考えます。

3 政策課題「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」の調査・研究内容

この政策課題については、主に都市内分権を中心に調査・研究を行い、議論を重ねてきました。

(1) 都市内分権

① 専門的知見の活用

平成 24 年 11 月 15 日及び平成 25 年 1 月 25 日に新潟県立大学の田口一博准教授を迎え、都市内分権の考え方についてご指導をいただきました。

② 行政調査での研究

平成 24 年 10 月には東京都三鷹市を訪問し、住民協議会を軸とした地域自治の推進について、平成 25 年 11 月には新潟県上越市を訪問し中長期的な視点でのまちづくり（地域の自立と今後の地方行政、コンパクトなまちづくり、持続可能な都市構造の構築に向けて、地域自治をまちの力に）及び地域自治区制度について、総務委員会行政調査を実施しました。

③ 委員間討議による意見集約

上記のような専門的知見の活用及び行政調査を行いながら、委員間討議を行い、当分科会として意見を集約したもののうち、主なものは、次のとおりです。

ア 都市内分権（地域内分権）は必要である

(ア) 都市内分権（地域内分権）の必要性（再掲）

自治基本条例の制定において、都市内分権に対する考え方は重要なポイントの一つである。地域の抱える課題は、それぞれの地域が有する歴史・文化・風土そして住民の属性が違うことから多種多様である。これらに対応するためには、行政の全市統一的なサービスには限界が出ている。それぞれの地域住民が自主的に地域課題の解決に取り組むことができる仕組みとして都市内分権が必要であり、この都市内分権の導入に当たっては、行政は、地域住民の考え方を尊重しながら、住民が自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担等への理解を得ることに努めるべきである。（公共サービスの担い手を地域に押し付けるようなものであってはならない。）

(イ) 地域の定義はどうあるべきか

一定の歴史や文化などを共有し、さまざまな活動が行われている昭和の大合併及び平成の合併の際の旧町村単位を基準とする。旧若松市については、地域

の意向を尊重しながら区域を定めていくべきである。

(ウ) 都市内分権（地域内分権）の内容・範囲

地域住民が自ら地域課題を解決するためには、一定の権限及び財源が必要である。その課題解決に取り組む内容は、全市一律である必要はなく、地域の特性に応じたものとするべきである。また地域の自主性を尊重することで、それぞれの特色があってもよいと考える。（この制度の導入や継続のためには、行政の関わりは必要であるが、地域の主体性を損なわないような行政のサポートのあり方が大きな課題である。）

4 政策課題のまとめと今後の取り組みの方向性

当分科会では、割り振られた政策課題に対して、以上のような調査・研究と委員間討議を行いながら、以下のとおり問題分析テーマのまとめと今後の取り組みの方向性を整理しました。

(1) 財政の持続可能性

【まとめ】長期総合計画と財政計画の連動が必要である

長期総合計画に基づく計画的な市政運営を着実に進めていくためには、中長期的な視点に立った財政運営が重要であり、長期総合計画と財政計画の連動は必要不可欠である。

長期総合計画は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止について議決を経て、自治体計画とする。

財政計画は、これまでの中期財政見通しと同程度のものとし、主要なハード・ソフト事業を加えるとともに、その事業の実施時期（優先順位）を見通せるものとする。さらに、実施時期（優先順位）の変更等も含め、毎年度見直しを行いながら計画を修正することが必要である。

(2) 自治基本条例

【まとめ】まちづくりの基本的な考え方や住民参加、市政運営のルールを定めた自治基本条例が必要である

自治基本条例の必要性については、必要であるとの意見が多数であったものの、必ずしも必要ではないとの意見もあり、現時点では、分科会として一定の合意に至らなかった。今後、意見の差をどのように埋めていくかが課題である。

また、議会内部での必要性に関する認識についても、議員間で温度差がある。今年度、執行機関からは自治基本条例の条例案が提出される見込みである。各議員には誤解のない判断をしてもらうことが必要であり、当分科会としては政策討論会全体会などをおして理解を求めていきたい。

(3) 公共施設マネジメント白書

【まとめ】公共施設マネジメントについては、今後の本市の最重要課題の一つである

公共施設マネジメント白書については、当分科会としての意見集約を行うまでには至りませんでした。公共施設マネジメントについては、今後の本市の最重要課題の一つであることから、調査・研究に努めていかなければならないと考える。

(4) 都市内分権

【まとめ】地域住民が自主的に地域課題の解決に取り組むことができる仕組みとして都市内分権が必要である

地域の抱える課題は、それぞれの地域が有する歴史・文化・風土そして住民の属性が違うことから多種多様であり、これらに対応するためには、行政の全市統一的なサービスには限界が出ている。

都市内分権の導入に当たっては、行政は、地域住民の考え方を尊重しながら、住民が自発的に受け入れられるよう、情報公開や役割分担等への理解を得ることに努めるべきである。

今後は、平成 27 年 5 月に開催される「地区別意見交換会」および「分野別意見交換会」で出された意見を踏まえ、「まとめ」の議論を重ねてまいりたいと考えております。

第 5 経過及び予定

年	月 日	内 容
平成 23 年	10 月 31 日	□自主研究（前期議会政策討論会第 1 分科会の最終報告の確認）
	12 月定例会	討論テーマに係る一般質問
	12 月 22 日	□自主研究（2 つの討論テーマの具体化の討議）
平成 24 年	1 月 19 日	□自主研究（今後の進め方）
	1 月 30 日	□総務委員会行政調査（神奈川県大和市＝自治基本条例、市民参加推進
	～31 日	条例、住民投票条例の制定経過、千葉県習志野市＝公共施設マネジメント白書）
	2 月 10 日	□自主研究（財政分析）
	2 月定例会	討論テーマに係る一般質問及び予算審査
	3 月 23 日	□政策研究セミナー（山梨学院大学法学部政治行政学科・西寺雅也教授＝自律自治体を目指して）
4 月 10 日	□自主研究（総務委員会での行政調査や議案審査、及び分科会でのセミナー受講後の政策研究等の中間総括、2 つの討論テーマの具体化の確認・決定、今後の進め方）	
6 月定例会	討論テーマに係る一般質問	

	7月30日	□政策研究セミナー（関西学院大学大学院経済学研究科 人間福祉学部・小西砂千夫教授＝財政分析の考え方）
	8月3日	□自主研究（セミナー受講後の総括、今後の進め方）
	9月定例会	討論テーマに係る一般質問及び決算審査
	10月12日	□自主研究（分科会での政策研究等の中間総括、今後の進め方）
	10月25日 ～26日	□総務委員会行政調査（東京都武蔵野市＝基本構想・長期計画の策定に向けた公共施設配置のあり方の検討、東京都三鷹市＝コミュニティ活動支援策を含む住民協議会を軸とした地域の市民自治の推進）
	11月15日	□政策研究セミナー（新潟県立大学国際地域学部・田口一博准教授＝都市内分権の考え方 i）
	12月定例会	討論テーマに係る一般質問
	12月21日	□自主研究（セミナー受講後の委員間討議、今後の進め方）
平成 25 年	1月25日	□政策研究セミナー（新潟県立大学国際地域学部・田口一博准教授＝都市内分権の考え方 ii）
	1月29日	□自主研究（セミナー受講後の委員間討議、今後の進め方）
	2月定例会	討論テーマに係る一般質問及び予算審査
	4月18日	□自主研究（これまでの政策研究の総括、今後の進め方）
	7月12日	□自主研究（政策討論会全体会へ報告する中間総括の内容について）
	7月25日	□自主研究（政策討論会全体会へ報告する中間総括の内容について）
	8月9日	□政策討論会全体会へ中間総括の報告
	8月23日	□8月臨時会（常任委員会委員の選任に伴い、政策討論会各分科会委員が決定）
	9月定例会	討論テーマに係る決算審査
	10月25日	□自主研究（上越市への行政調査について、前期議会からの申し送り事項及び今後の調査・研究について）
	11月7日 ～8日	□総務委員会行政調査（新潟県上越市＝中長期的な視点でまちづくりを行うにあたり、次についての上越市の考え。1.地域の自立と今後の地方行政、2.コンパクトなまちづくり、3.持続可能な都市構造の構築に向けて、4.地域自治をまちの力に及び地域自治区制度について）
	11月15日	□自主研究（行政調査についての総括、今後の調査・研究）
	12月定例会	討論テーマに係る一般質問
平成 26 年	2月11日	□政策研究セミナー（関西学院大学大学院経済学研究科 人間福祉学部・小西砂千夫教授＝平成24年度決算状況から見た「会津若松市の財政分析」について）
	2月定例会	討論テーマに係る一般質問及び予算審査
	2月14日	□自主研究（セミナー受講後の総括等）
	4月16日	□自主研究（これまでの政策研究に係る中間総括、今後の進め方）
	5月23日	□自主研究（自治基本条例の調査・研究 テキスト購入、スケジュール

	確認等)
	5月30日 □自主研究（自治基本条例の調査・研究及び発表＝サブゼミ①）
	7月7日 □自主研究（自治基本条例の調査・研究及び発表＝サブゼミ②）
	7月22日 □自主研究（自治基本条例の調査・研究及び発表＝サブゼミ③）
	7月30日～31日 □総務委員会行政調査（埼玉県三郷市・神奈川県茅ヶ崎市＝自治基本条例の制定と当該条例に基づくまちづくりに係る調査 1. 条例制定に当たり留意した事項及び条例の特徴、2. 条例と基本構想に基づく基本計画、個別計画等との整合及び連動、3. 市民参加と協働による地域課題解決の仕組み）
	8月4日 □政策研究セミナー（北海道大学 神原勝名誉教授＝自治基本条例について）
	8月11日 □自主研究（自治基本条例の調査・研究及び発表＝サブゼミ④、政策研究セミナーの総括に向けた意見交換、総務委員会行政調査の総括に向けた意見交換）
	9月定例会 討論テーマに係る一般質問及び決算審査
	10月24日 □自主研究（これまでの政策研究に係る中間総括、今後の進め方）
	11月10日 □自主研究（政策研究課題に係る意見交換 財政の持続可能性、自治基本条例、公共施設白書の活用とマネジメントのあり方 政策課題のまとめの議論①）
	11月26日 □政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論②）
	12月24日 □政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論③）
	12月定例会 討論テーマに係る一般質問
平成27年	1月15日 □政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論④）
	1月29日 □政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論⑤）
	2月6日 □政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論⑥）
	2月11日 □政策研究セミナー（関西学院大学大学院経済学研究科 人間福祉学部・小西砂千夫教授 1. 今後の国における地方財政に関する考え方、2. 平成25年度決算状況から見た「会津若松市の財政分析」、3. 今後の公会計や公営企業会計制度について）
	2月17日 □自主研究（セミナー受講後の総括） 政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論⑦）
	2月26日 □政策研究に係る意見交換について（政策課題のまとめの議論⑧）
	2月定例会 討論テーマに係る一般質問及び予算審査
	4月14日 □自主研究（政策研究に係る最終報告書の検討①）
	4月20日 □自主研究（政策研究に係る最終報告書の検討②）
	5月26日 □分野別意見交換会（自治基本条例について）
	□月□日 □自主研究（政策研究に係る最終報告書の検討③） 以下、未定

今期政策討論会での政策研究の取り組みについて（案）

（第2分科会）（平成23年10月から平成27年4月現在）

1 総括

政策討論会第2分科会では、平成23年12月8日の全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について」、また、「教育・学習環境の整備」の2つのテーマについては、優先的に課題解決すべき事項として政策研究に取り組んできたところであります。

はじめに、「高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について」は、国県の社会福祉政策の動向を踏まえながらも本市における福祉の諸課題を解決するための政策が必要であるとの認識から問題分析の具体的テーマを「今後の地域社会福祉のあり方について」といたしました。

これまでに高齢者対策や子育て支援など地域における各個別の施策事項を抽出し議論するのではなく、各個別の施策事項に共通して内在する地域福祉の課題に対する認識を深め、問題の本質的な構造を明らかにしていくことが課題解決のためには有効であるとの考えを確認してきました。また、先進自治体の行政調査や事例研究を行うなど調査研究を進めるとともに、課題解決のための視点・視座を得るため、福島大学行政政策学類 鈴木典夫教授から「地域福祉政策について」、日本福祉大学社会福祉学部 原田正樹准教授から「地域主権と地域福祉行政」をテーマとしてご指導を頂戴し、意見交換を行ってきました。

こうした取り組みを進め、子供、高齢者、障がい者等、すべての住民が住みなれた地域で安心して暮らしていく社会を実現していくためには、さまざまな生活課題や地域課題を解決するための包括的な支援を実現するシステムを構築する必要があるとの考えをまとめました。また、生活課題や地域課題を解決するための包括的なケアシステムを実現するためには、サービスを提供する側の視点だけではなく、サービスを利用しようとする側の視点で制度を見直すなど、個人を起点とした仕組みづくりを行っていくことが必要であることを確認しました。さらに地域福祉を推進するためには、地域福祉のコーディネーターとして期待される機能（プラットフォーム）の存在、総合相談窓口機能の充実のほか、多様な主体が参加できる本市独自の新たな取り組みを進めていく必要があることを議論してきました。現在、執行機関においては、本分科会の提言を受け、地域福祉計画の策定に取り

組んでいるところであることから、本分科会で議論となった観点も踏まえ、地域福祉計画の策定を契機とした住民福祉の向上が図られることを期待するところであります。

議会が住民のために地域福祉政策の推進に対して、責任と役割をどのように果たしていくことができるのかについては、以下の観点からそのあり方について責任と役割を果たしていくこととして、総括といたしました。

- ① 市民の意見を反映した適切な地域福祉政策プログラムの推進（政策提案）
- ② 市民の意見に立脚した客観的なチェック・評価
- ③ 政策・評価に基づく施策の改善提案等

なお、当該テーマといたしましては、執行機関で策定中である地域福祉計画の推進や地域福祉の取り組みについて、今後とも注視していくものとしたところであります。

次に、2つ目の政策課題である「教育・学習環境の整備」については、地域の教育力の醸成と学習機会の提供を図り、公民館を中心とした地域コミュニティの再生が必要であるとの認識から問題分析の具体的なテーマを「生涯学習の推進」といたしました。

生涯学習の推進については、先進自治体の行政調査や事例研究を行うなど、調査研究を進めるとともに、生涯学習政策と人づくり・まちづくりの観点からの専門的な視点・視座を得るため、福島大学副学長・行政政策学類 千葉悦子教授から「生涯学習政策について～公民館・社会教育に求められるもの」、さらには「最近の公立図書館事情～変わる(?)図書館」をテーマとしてご指導を頂戴し、意見交換を行ってきました。こうした取り組みを進める中で、中央公民館を生涯学習推進のための拠点施設として位置づけ、地区公民館との連携により学習者への総合的な支援ができるよう、そのあり方の検討を進め、学習者の声に即した利用しやすい施設としての管理・運営体制を検証する必要があるとの考えをまとめました。また、地域の教育力の醸成と地域における福祉の向上につながるよう、学習機会の提供に努め、地域課題や社会問題の解決に向けた問題解決型の学習活動を推進することが必要であることを確認しました。さらに、循環型生涯学習社会の実現にあたっては、家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる教育活動が相互に連携し、共通の理念に基づきながら次代の人づくりとまちづくりに寄与する生涯学習ビジョンを策定し、政策づくりに努める必要があることを議論してきました。これらの事項については、現在、執行機関において生涯学習ビジョンの策定に向けた取り組みが進められていることから、本分科会で議論となった観点も踏まえ、生涯学習ビジョンの策定を契機とした循環型生涯学習社会の構築が図られることを期待するところであります。

また、執行機関においては、本分科会の提言を受け、生涯学習推進ビジョンの策定に取り組むはじめ、さらには東公民館での地域づくり教室の参加者から出された意見をもとにした「ひがし地域交流館活動事業」などの取り組みを進めています。このひがし地域交流館活動事業は、公民館を核とした学びを地域に生かし、地域力の向上をめざした市民協働のモデル事業であり、今後の方向性も示されるなど積極的な取り組みであると評価できるものと言えます。このような取り組みが各地区公民館で行われており、さらに発展していくことを期待するものであります。一方、中央公民館と会津図書館等を有する生涯学習総合センターにおいては、各地区公民館のコーディネーターとしての役割を果たしていくべきであり、自らもが、さらなる自主事業の取り組みやレファレンス機能の充実に努めていく必要があると確認されました。また、意図的な働きかけができる職員や地域に貢献できる人材の育成を図るとともに、複合施設としての優位性を発揮していくことが必要であると意見集約し、総括としたところであります。

なお、今後におきましては、これまで調査研究してきた政策課題の具体的テーマである「地域環境の保全について」や、残された政策課題である「防災など地域の諸課題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」などの政策課題の検討も視野に入れるとともに、今期これまで政策研究を進めてきた「今後の地域社会福祉のあり方」や「生涯学習の推進」の具体的な事業である、「地域福祉計画の策定」や「生涯学習推進ビジョンの策定」について、本分科会としてもそのあり方について提言してきたところであり、執行機関の取り組みを注視していくことを確認したところであります。

2 経過

年	月 日	内 容
23	10月27日	□自主研究（前期議会政策討論会第2分科会の最終報告の確認）
年	12月20日	□自主研究（政策研究テーマの具体化の討議）
平	1月23日	□文教厚生委員会行政調査（東京都狛江市「狛江市福祉基本条例」、世田
成	～24日	谷区「世田谷区子ども条例及び子ども計画」）
24	2月9日	□自主研究（行政調査を受けての委員間討議）
年	3月28日	□自主研究（政策研究セミナーに向けての事前学習）
	28日	□政策研究セミナー（福島大学行政政策学類・今野順夫特任教授「社会

		保障制度の総論及び地方自治体の今後の役割並びに社会保障・税一体改革」)
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーを受講しての委員間討議)
	6月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (今後の進め方について)
	7月3日	<input type="checkbox"/> 文教厚生委員会行政調査 (長野県茅野市=地域福祉の取り組みについて、
	~4日	生涯学習の取り組みについて)
	10日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (行政調査を受けての委員間討議)
	8月3日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーに向けての事前学習)
	27日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー (福島大学行政政策学類・鈴木典夫教授「地域福祉政策について」)
	10月1日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーを受講しての委員間討議)
	3日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究の中間総括について)
	26日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (先進自治体等事例研究について)
	11月19日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (先進自治体等事例研究について)
平成 25年	1月22日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (「今後の地域福祉のあり方について」の中間総括と今後の方針についてほか)
	2月13日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー (日本福祉大学社会福祉学部・原田正樹准教授「地域主権と地域福祉行政」)
	4月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーを受講しての委員間討議・政策研究に係る中間報告について)
	24日	<input type="checkbox"/> 政策討論全体会・中間報告
	5月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (今後の地域福祉のあり方・地域福祉のイメージについての中間総括について)
	7月8日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策討論会中間総括に向けてのとりまとめについて)
	19日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策討論会中間総括の最終確認について)
	8月9日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間総括
	27日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (今後の進め方について)
	9月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (前期体制からの申し送り事項と今後の取り組みについて)
	10月15日	<input type="checkbox"/> 文教厚生委員会行政調査 (富山県氷見市=地域福祉の推進と社会福祉協
	~16日	議会の取り組みについて、富山県高岡市=自主防災組織の取り組みと

		支援について)
	10月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (行政調査を受けての委員間討議、政策研究テーマの検討)
平成26年	1月20日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーについて)
	2月14日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (健康福祉部フィールドイノベーション活動について)
	27日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーについて)
	4月17日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究に係る中間報告と今後の取り組み、政策研究セミナーの検討について)
	4月23日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会・中間報告
	5月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (先進自治体等の事例研究・今後の進め方について)
	7月7日	<input type="checkbox"/> 文教厚生委員会行政調査 (東京都西東京市＝地域住民や団体と連携した学び合いの取り組みについて、埼玉県越谷市＝学校施設と地域コミュニティ等複合機能を備えた施設の取り組みについて、埼玉県志木市＝生涯学習施設と民間施設等との連携について)
	～8日	
	11日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (行政調査を受けての委員間討議、政策研究セミナーについて)
	8月8日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー (福島大学副学長・行政政策学類・千葉悦子教授「生涯学習政策について ～ 公民館・社会教育に求められるもの」)
	26日	
	10月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (中間報告・今後の進め方について)
	11月25日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (政策研究セミナーに向けての委員間討議)
	26日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー (福島大学副学長・行政政策学類・千葉悦子教授「最近の公立図書館事情 ～ 変わる(?) 図書館」)
12月4日		
平成27年	1月16日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (最終報告に向けた論点の整理と委員間討議)
	2月9日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (最終報告に向けた論点の整理と委員間討議)
	26日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (最終報告に向けた委員間討議)
	4月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (最終報告の取りまとめ)
	20日	<input type="checkbox"/> 自主研究 (最終報告の取りまとめ)
	27日	<input type="checkbox"/> 政策討論会全体会 (最終報告に向けた概要報告)

今期政策討論会での政策研究の取り組みについて（案）

（第 3 分科会）（平成 23 年 10 月～平成 27 年 4 月現在）

1 総括

政策討論会第 3 分科会では、平成 23 年 12 月 8 日の全体会で割り振られた 10 の討論テーマのうち、「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について、「地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について」及び「地域産業を維持・育成することができる方策（仕組みづくり）について」を問題分析の具体的テーマとして設定し、政策研究に取り組んでいます。

はじめに、地域経済が持続可能な形で活性化するあり方については、本市産業の中心的手である中小企業、商店、農家などの経済活動を持続的に活性化する必要性を認識するとともに、これらの経済主体が相互に連携しながら、消費者ニーズや地域課題に対応した価値を生み出すこと、また、そこで得られた利益を地域へ再投資し、域内に滞留、還流、循環させる取り組みを継続・拡大することなどにより、新たな雇用や所得、サービス等が地域に生み出され、住民一人ひとりの生活の維持、向上につながるものであると理解したところであります。さらに、地域経済活性化に必要な要素としては、地域個性を生かした経済活動の振興、地域内の連携や各種支援の基盤となる場の創設、地方自治体による行財政権限の適切な行使、政策づくりへの住民参加などが重要であることを理解してまいりました。

これらを踏まえ、次の問題分析のテーマである地域産業を維持・育成することができる方策（仕組みづくり）について理解を深めるため、栃木県宇都宮市の農商工連携ネットワーク、東京都墨田区の中小企業振興基本条例を活用した効果的な中小企業振興策等について行政調査を行うとともに、慶應義塾大学経済学部の植田浩史教授より地域産業政策と中小企業振興のあり方についてのご指導を頂戴しました。

その後、さらなる地域産業を維持・育成することができる方策の検討を進めるため、平成 26 年 7 月 2 日及び 3 日には、東京都大田区に、大田区産業のまちづくり条例と産業振興の取り組みについて、また、東京都町田市に、町田市産業振興基本条例の制定と条例に基づく産業振興の取り組みについて、産業経済委員会行政調査を実施してまいりました。両市においては、バブル崩壊に伴う日本経済の低迷や地域経済活動のグローバル化による海外との競争激化、また後継者不足などによる企業数の減少など構造的変化を背景とした危機意識から、地域産業の活力を維持・確保し、さらに発展させるためには、産業振興の基本方針と関係団体の責務を定めた基本条例が必要であり、当該条例に基づく運用を通して地域産業を維持・育成する取り組みを行っているとのことであります。

このような取り組みを通して第3分科会では、地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成には、市としての産業振興を明確に示した基本条例を制定し、法的拘束力を伴う仕組みづくりを行うことが必要であるとの考えをまとめ、平成27年1月21日には、基本条例制定後において実際の主体者となる方々から基本条例制定に対する考えをお聞きし、理解と協力を求めるため、商工業・観光業関係者、農業関係者、林業関係者、市場関係者、金融機関の方々との分野別意見交換会を開催したところであります。

参加者からは、基本条例制定はあくまでスタートであり、地域の中小企業等の実態調査や様々な地域産業者が集う場の設置による異業種間連携が重要であること、基本条例制定後の運用・取り組みのあり方などについてご意見を頂戴したところであります。

第3分科会では、改めて行政調査を行った各市・区の振り返りと分野別意見交換会における参加者から頂いた意見をもとに、本市における産業振興基本条例制定の必要性について次のとおりその考え方をまとめたところであります。

まず本市においては、各所管ごとにそれぞれの産業振興を目的とした条例が制定されており、これら条例を踏まえ様々な産業施策を展開し、その振興に努めてきたことに対しては評価をするところであります。しかしそれぞれの条例については、個別産業ごとの縦割りの・部分最適化の視点であり、今後の産業政策を推進するうえで重要な商工業、観光業、農業、林業、市場、金融機関等との相互連携、横断的・全体最適化の視点に欠けていると言わざるを得ないところであります。

また、市では本市に存在する中小企業、農業、観光業等の実態について総括的な把握はされていると認識しますが、個別数量的にしっかりと把握・管理がされているのか、地元採用の雇用者数や経済効果、全国・世界にどの程度、本市で作られたものが出荷されているのか、その実態が不明な点もあることから、基本に返り本市の中小企業等の実態をもっと把握するべきであるといった考えが示されたところであります。

このような点を踏まえ、本市の産業を振興するにあたっては、地域の実態をよりつぶさに把握し、産業振興施策を練り上げると共に、その過程において中小企業者、観光業者、農業者、さらには地元経済動向や企業の情報を把握する金融機関等と相互に連携・協力をしながら、産業振興施策を構築していくことが必要であり、市、事業者、市民等がそれぞれの立場において、産業を振興する責務、役割が明記され、その推進の担保となる「産業振興基本条例」の制定が非常に重要であると結論付けたところであります。

なお、平成26年3月30日に開催した政策研究セミナーでは、慶応義塾大学経済学部の植田浩史教授より、産業振興基本条例はあくまで理念条例であるため、当該条例を制定したからといって全てがうまくいくわけではない。条例を効果的に活用している先進事例がある一方で、条例を生かしきれていない事例もあるとの指摘がなされ、条例をうまく活用するための要素として、様々な業種の地域産業者が集い産業振興施策について検討する産業振興会議の設置が示されたところであります。

このような指摘を踏まえ、第3分科会では「産業振興会議の意義」と「産業振興会議

を機能させるための要素」について以下のとおり整理したところであります。

まず「産業振興会議の意義」については、地域内の業種や組織の枠を超えた産業振興会議等の場の創設は、多様な視点から地域資源やニーズなどについて意見を交わす機会となりうるため、新たな産業連関による「気づきの場」としての機能が期待できる。またこのような場に、マーケット分析による市場動向の情報、商品開発等の技術的支援、資金調達の相談など、地域産業の維持・育成を支援する機能に加え、相談支援を通じた地域企業情報の一元管理など多面的機能を付加することにより、地域内の多様な産業連関を促し、価値の高い製品、サービス等を地域内で創造することにつながる重要な場になり得るのではないかと考えをまとめたところであります。

また、「産業振興会議を機能させるための要素」については、①一般市民の参加 ②次世代の後継者や実務に携わる方々の参加 ③恒久的・定期的な会議として位置づけるための予算確保と職員の配置 ④客観的な視点の反映 ⑤議論経過の市民への報告・発信 ⑥議論するテーマの絞込み との考えをまとめたところであります。

以上第3分科会では、本市における「産業振興基本条例」の制定が、地域産業を取り巻く問題・課題を解決する1つの政策的な手法ととらえ、その考えをまとめてきたところでありますが、「産業振興基本条例」の制定については、あくまできっかけであり、様々な問題・課題を解決するためには、多様な地域産業者の知恵と経験を生かし、「産業振興会議」の設置等により相互に連携・協力しながら取り組んでいくことが重要であると考えます。

このような取り組みを通して、地域経済の主体者である地域住民一人ひとりの生活が守られ、ひいては本市の地域産業が持続的に維持・育成されることを期待するとともに、さらなる政策的な手法について、今後とも引き続き政策研究を進めてまいります。

2 経過

年	月 日	内 容
平成23年	10月27日	□自主研究（前期議会政策討論会第3分科会の最終報告の確認）
	12月12日	□自主研究（政策討論会第3分科会の研究テーマの討議）
	12月26日	□自主研究（政策研究の具体的検討項目等に関する討議）
平成24年	1月16日	□産業経済委員会行政調査（静岡県掛川市＝掛川市中心市街地活性化基本計画、静岡県静岡市＝静岡市めざせ茶どころ日本一条例、静岡市ものづくり産業振興条例）
	～17日	
	1月24日	□自主研究（今後の進め方）
	3月22日	□政策研究セミナー（福島大学経済経営学類・小山良太准教授＝東日本大震災及び原子力発電所事故による地域産業への影響と復興への展望）

年	月 日	内 容
平成24年	4月18日	□自主研究（行政調査や議案審査、政策研究セミナー終了後の総括）
	4月27日	□政策研究セミナー（福島大学・鈴木浩名誉教授＝東日本大震災及び原子力発電所事故による地域産業の復興と展望）
	6月6日	□自主研究（政策研究セミナー終了後の総括）
	7月3日	□産業経済委員会行政調査（岩手県花巻市＝起業化支援の取り組み、秋田～4日 県横手市＝食と農からのまちづくり）
	7月10日	□自主研究（行政調査終了後の総括）
	10月4日	□自主研究（震災及び原発事故による本市における被害の特徴や影響）
	10月10日	□自主研究（同上、分科会での政策研究等の中間総括）
	10月17日	□自主研究（本市の地域経済における課題）
	10月25日	□自主研究（地域経済のあり方）
	11月21日	□自主研究（震災及び原発事故の地域経済への影響に関する委員間討議）
12月17日	□自主研究（震災及び原発事故の地域経済への影響に関する委員間討議）	
平成25年	3月26日	□自主研究（3月31日の政策研究セミナーに向けた事前学習）
	3月31日	□政策研究セミナー（京都大学大学院経済学研究科・岡田知弘教授＝住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくりのあり方）
	4月4日	□自主研究（政策研究セミナー終了後の総括）
	4月18日	□自主研究（政策研究セミナー及び委員間討議を踏まえた論点整理、分科会での政策研究等の中間総括）
	6月3日	□自主研究（政策研究セミナー及び委員間討議を踏まえた論点整理）
	7月5日	□自主研究（中間総括骨子（案）の検討）
	7月17日	□自主研究（中間総括（案）の検討）
	8月1日	□次期分科会への引き継ぎ
	10月18日	□前期分科会からの引き継ぎ
	10月30日	□産業経済委員会行政調査（栃木県宇都宮市＝農商工連携ネットワークの取り組み、東京都墨田区＝中小企業振興の取り組み）
	11月1日	
	11月8日	□自主研究（行政調査終了後の総括） □自主研究（地域経済活性化に向けた仕組みづくりに係る論点整理）

年	月 日	内 容
平成26年	3月28日	□自主研究（3月30日の政策研究セミナーに向けた事前学習）
	3月30日	□政策研究セミナー（慶應義塾大学経済学部・植田浩史教授＝地域産業政策と中小企業振興のあり方）
	4月15日	□自主研究（政策研究セミナー終了後の総括、政策研究に係る中間報告）
	5月29日	□自主研究（今後の進め方、行政調査について）
	7月2日～3日	□産業経済委員会行政調査（東京都大田区＝大田区産業のまちづくり条例と産業振興の取り組みについて、東京都町田市＝町田市産業振興基本条例の制定と条例に基づく産業振興の取り組みについて）
	7月8日	□自主研究（行政調査終了後の総括）
	10月24日	□自主研究（政策研究に係る中間報告、今後の進め方について）
	11月26日	□自主研究（分野別意見交換会の開催について）
	平成27年	1月15日
1月21日		□分野別意見交換会の開催（地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について） ①農業・林業・市場関係者との意見交換会 ②観光・商工関係者との意見交換会
1月29日		□自主研究（分野別意見交換会の総括・振り返りについて）
4月14日		□自主研究（最終報告書骨子（案）の検討）
4月20日		□自主研究（最終報告書（案）の検討）
4月27日		□政策討論会・全体会への最終報告書（素案）の概要報告

今期政策討論会での政策研究の取り組みについて (第4分科会)

1 総括

政策討論会第4分科会では、平成23年12月8日の全体会で割り振られた10討論テーマのうち、「防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」及び「都市計画の基本的方向性について」の二つについて、政策研究に取り組みました。

(1) 雨水流出抑制による総合的な治水対策について

一つ目の討論テーマ「防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」は、具体的テーマを「雨水流出抑制による総合的な治水対策について」と設定の上、優先的に調査研究に取り組みました。

当分科会では、近年のゲリラ豪雨の頻発化や、都市化の進展による雨水浸透能の低下などにより、雨水流量が増加している中で、これらを既存のハード整備のみで解消していくことは困難であることから、行政主体によるハード整備の計画的推進を基本としながらも、これを補完する多面的な取り組みを行政、市民、事業者等がそれぞれの役割を持ちながら推進していくことが重要であると認識してきました。

① 行政調査及び専門的知見の活用

当分科会委員で組織する建設委員会では、総合的な治水対策を推進している先進自治体の取り組みを調査し、総合治水計画の必要性、住民、事業者などとの連携の重要性など、治水対策に必要な要素について学ぶとともに、当分科会では、専門的知見の活用を通して、本市の実態の把握、さらには地域における情報共有などを踏まえ、対策を講じる必要性について理解を深めてきました。

さらには、本市の溢水発生のメカニズムを理解するため、福島大学共生システム理工学類の川越清樹准教授より、本市の地形、表層土壌、市街地形成の状況や雨水幹線等整備状況と降雨状況などを踏まえた溢水発生シミュレーションによる、本市の溢水発生危険箇所の分布予測についてご指導いただきました。

雨水幹線整備などの抜本的な対策を補完する取り組みである雨水浸透枡の効果については、市役所本庁舎敷地内における実証実験により、夏季にある程度の強雨が生じた場合には、一定の浸透効果が見込めるとの見解をいただくとともに、溢水発生リスクの高い本市東部の山腹斜面の扇状地に雨水浸透枡を一定数設置することにより、浸水面積が減少する効果が見込まれるとの見解をいただきました。

また、総合的な治水対策を進めるためには、雨水の最終的な流出先である河川を管理する国県との連携も重要になることから、国における治水対策への理解を深めるため、阿賀川河川事務所の安井辰弥所長より、管内における治水対策の取り組みについて講義いただきました。この中で、国においても、阿賀川下流狭窄部の改修や弱小堤防対策等のハード事業に加え、礫河原の再生等の自然再生事業にも取り組むなど、多面的対策を

進めていることを理解するとともに、具体的な効果として、平成25年に工事が完了した湯川可動堰は、固定堰の時と比較し、台風時の水位を約60cm低くする効果を発揮したとの話しも伺いました。

このように、先進地調査や専門的知見の活用を通して、当分科会では、改めて雨水幹線等のハード整備を基本としながらも、これらを補完する多面的取り組みを進める必要があるとの認識を深めたところであります。

② 意見の集約

これらの調査を踏まえ、当分科会では総合的な治水対策を進める上での重要な論点を以下の通り整理しました。

ア 現状の溢水対策の計画的推進

現在、当市では溢水対策事業として、雨水幹線整備や水路改修等のハード整備が行われていますが、総合的な治水対策を講ずる上でも、ハード整備が基幹的な取り組みであることに変わりはなく、これらの取り組みが計画的に推進されることが極めて重要です。

イ 多面的取り組みの推進

近年のゲリラ豪雨の頻発化や、都市化の進展による雨水浸透能の低下などにより、雨水流量が増加している中で、これらを既存のハード整備のみで解消していくことは難しくなっています。本市では、平成24年に栄町雨水幹線の整備が完了し、当該雨水幹線が対応する地区の浸水被害は軽減されていますが、平成26年8月8日に発生したゲリラ豪雨の際には、10分間降雨量が16ミリ（1時間換算で96ミリ）に達し、雨水幹線では処理しきれず、浸水被害が発生しました。

このようなことから、既存のハード整備を補完する多面的な取り組みが必要です。

ウ 総合治水計画策定

総合的な治水対策は行政のみならず、市民や事業者の参画も必要です。これらの取り組みを着実に推進するためには、治水対策のあり方（理念）、目標設定、基本方針や施策の方向性などを明らかにするとともに、これを行政、市民、事業者等が共有し、それぞれが主体性を持ちながら、一体的かつ計画的に取り組むことが重要です。このようなことから、総合的な治水計画を策定することが有効であると考えます。

エ 多面的な取り組みの計画への適切な反映

総合的な治水計画には、既存のハード整備、これらを補完する公共施設や民間施設等における貯留・浸透施設の設置、市道施設における緑化の推進、各戸（市民）における貯留・浸透施設設置、市民による取り組みの推進に向けた各種補助制度の創設、ソフト対策としての多様な情報提供など多面的な取り組みを反映する必要があります。さらには、本市の降雨量の実態や都市化の進展状況、水路等の配置状況、既存ストックの状況、土地の地質状況など、本市のおかれた状況を客観的に捉えた上で、講ずるべき方策を取捨選択し、効果的、効率的な施策の推進を実現しうる計画の策定が必要であると考えます。

一例として、下水道への接続により不要となった合併浄化槽の雨水浸透・貯留施設への転用は、既存ストックの有効活用として、本市に適した取り組みであると考えられます。

オ 行政による率先垂範と市民等の参加促進に向けた取り組みの推進

市民や事業者など多様な主体の参画が得られるように、行政みずからが総合治水対策の必要性を示す必要があると考えます。先進地においても、市民等の主体的な活動の推進が総合的な治水対策を進める上での課題であるとの声を聞きます。行政みずからが、公共施設の建設や改修の機会を捉えて、新たな取り組みを積極的に導入し、その効果を具体的に市民や事業者等に示すとともに、貯留・浸透施設設置に係る補助制度の創設や、治水対策に取り組む事業者等へのインセンティブの付与などを通して、多様な主体による取り組みを喚起することが重要であると考えます。また、治水対策につながる効果を踏まえながらも、「雨水貯留による雨水の有効活用」や「雨水浸透による地下水の豊富化、良質化（環境保全への貢献）」など多様な視点からのアプローチにより、市民等の動機づけを高めていくことも有効であると考えます。

カ 多様な主体による連携の必要性

多面的な取り組みを推進するためには、市役所内の連携や、国県との連携が必要になります。これら多様な主体による連携を図るためには、総合治水計画が本市において実質的に共通認識を得た計画であることが重要です。このことにより、市役所内の連携を円滑にすることが可能であるし、国県との連携を図る際においても、自治体の姿勢を対外的に示すことができるようになると考えます。

キ 洪水発生リスクの把握と情報公開の推進

また、多面的な対策を講じても洪水被害を全てなくすことは非常に困難であり、市民一人一人が被害を想定し、自助意識を高めることが必要になります。そのためにも、洪水発生リスクをより正確に把握し、市民との情報共有が図れるよう、市は情報公開を推進する必要があります。

③ 今後の方向性

以上のような点について、当分科会では総合的な治水対策のあり方として理解を深め、一定の考えを取りまとめてきたところであり、予算決算委員会第4分科会の予算及び決算審査においても当分科会での調査研究成果を踏まえた監視に取り組んできました。

このような中、本年3月の市議会定例会において、執行機関より、平成27年度より2カ年の予定で、総合治水計画の策定に取り組む旨の答弁がありました。当分科会としては、来年度策定予定である総合治水計画がより実効的なものになるよう、上記の論点も踏まえ、執行機関への提言を行うとともに、引き続き市民との意見交換を踏まえながら、当該テーマに係る執行機関の取り組みを注視して行く必要があると認識しております。

(2) 社会資本整備による都市計画の全体最適性について

① 行政調査及び専門的知見の活用

二つ目の討論テーマ「都市計画の基本的方向性について」は、具体的テーマを「社会資本整備による都市計画の全体最適性について（道路、公園、住宅、上下水道などの公共施設整備のあり方）」と設定し、公営住宅城前団地建替計画のあり方や、会津若松市都市計画マスタープランなど、本市の都市計画に大きな影響を与えると思われる案件に対応する形で、専門的知見を活用し、認識を深め議案審査に生かすなどの取り組みを進めてきました。

② 経過

これらを踏まえ、城前団地建替計画については、地域コミュニティを醸成する上で重要な役割を果たす集会所の配置や住棟のあり方等に係る問題認識を深め、議案審査を通して執行機関の考えを質すとともに、『第6次会津若松市長期総合計画に掲げる基本施策「良質な住宅環境を提供する」の評価に関する決議』を議決するなど、議会の考えを示してきました。このような経過を踏まえ、執行機関において、城前団地建替事業の進め方が一部変更されるなど、一定の成果があったものと考えております。

③ 今後の方向性

「社会資本整備による都市計画の全体最適性」につきましては、今後、道路、公園、住宅、上下水道などの公共施設の老朽化への対応のあり方が非常に大きな論点になるものと考えております。平成26年には建設委員会で、静岡県静岡市のアセットマネジメント*の考えを取り入れた下水道施設の長寿命化について調査を実施し、社会資本整備における客観的、定量的評価に基づく健全度把握や、これを踏まえた機能、コスト、リスクなどを最適化する整備が求められることについて理解を深めたところであります。

今後においても、より広範な視点からこれら社会資本整備のあり方を捉えるなど、さらなる調査研究が必要であるものと認識しております。

※アセットマネジメントシステム

⇒資産管理の方法。道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。(国土交通省ホームページ)

(3) 除雪に係る諸課題について

① 行政調査の活用

本テーマにつきましては、道路認定のあり方や地域との連携のあり方など当分科会に割り振られました2つの討論テーマに相互に関連性があることから、平成25年10月に新たなテーマとして設定し、調査研究に取り組んできた経過にあります。建設委員会では新潟県新潟市の除雪対策への取り組みを調査し、行政と地域住民との連携による除雪体制構築のあり方などについて理解を深めてきました。

② 経過

本市においては高齢化の進展により、除雪困難世帯が増加傾向にある一方で、全ての案件に対し、行政主導による除雪を行うことは困難であり、地域の実態を踏まえた除雪対策を講ずることが求められています。このような背景も踏まえ、当分科会委員で構成する予算決算委員会第4分科会では、雪対策の推進を政策課題として抽出し、官民連携や役割分担のあり方といった視点から、地域コミュニティの機能低下などを背景とした私道の除雪に係る課題や方策について理解を深めるとともに、私道の実態把握に係る執行機関への要望的意見を取りまとめるなど、課題解決に向けて取り組んできた経過にあります。

このような中、平成26年度より、公共性が高く、かつ一定要件に該当する私道について、行政主導による除雪が開始されるとともに、町内会への業務委託による除雪困難世帯の間口除雪についても大きな広がりを見せるなど、地域の実態を踏まえた除雪が推進されてきたものと認識しております。

【参考】

市による私道除雪実績（平成26年度）

路線数：33路線

除雪延長：約2.8km

町内会への間口除雪業務委託実績

年度	受託町内会数	対応世帯数
H25	7地区	80世帯
H26	30地区	211世帯

③ 今後の方向性

以上のとおり、除雪に係る諸課題について議論を進めてきた経過にありますが、本テーマに係る検討はまだ緒に就いたばかりです。今後につきましては、地域の実態を踏まえ、より効率的効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築を基本としながら、そのあり方を検討するとともに、利雪などの視点も取り入れながら、市民生活を考えた雪に強いまちづくりを推進するため、さらなる調査研究が必要であるものと認識しております。

以上のとおり、割り振られた政策課題を解決するため、政策討論会分科会活動に限らずさまざまな手法を活用しながら、政策研究を進めてきた経過にあります。しかしながら、これらはいくまで現状の到達点であることから、当分科会としては、今後も市民の意見を踏まえ、多面的な視点からさらなる調査研究を進める必要があるものと認識しております。

2 経過及び予定

年	月 日	内 容
23年	10月25日	□自主研究（前期議会政策討論会第4分科会の最終報告の確認）
	12月9日	□自主研究（討論テーマの具体化の討議）
平成24年	1月18日	□自主研究（2つの討論テーマの具体化の確認・決定）
	1月23日	■建設委員会行政調査（愛知県常滑市＝やきもの散歩道地区景観計画、愛
	～24日	知県春日井市＝雨水流出抑制施設整備による総合治水対策）
	3月22日	◎政策研究セミナー（福島大学行政政策学類・今西一男准教授＝地方自治体を巡る都市計画の概論）
	3月28日	◎政策研究セミナー（福島大学共生システム理工学類・川越清樹准教授＝雨水流出抑制による総合治水対策の概論）
	4月11日	□自主研究（建設委員会での行政調査や議案審査、及び分科会でのセミナー受講後の政策研究等の中間総括）
	4月27日	◎政策研究セミナー（東北工業大学工学部・谷津憲司教授と新井信幸講師＝市議会の政策提言に基づく城前団地建替計画への指導）
	6月5日	□自主研究（セミナー受講後の総括、今後の進め方）
	6月21日	□自主研究（行政調査へ向けての事前学習）
	7月4日	■建設委員会行政調査（埼玉県川越市＝都市計画マスタープランに基づく
～5日	社会資本整備、江戸東京博物館＝公共施設の雨水貯留とその利用システム、東京都墨田区＝公共施設や路地尊等への雨水貯留とその利用システム、千葉県市川市＝（通称）市民あま水条例による総合的な治水対策	

年	月 日	内 容
平成 24 年	7月6日	□自主研究（行政調査を踏まえた委員間討議、福島大学の川越清樹准教授への調査依頼内容についての協議）
	8月29日	□自主研究（福島大学の川越清樹准教授より「雨水流出抑制による総合的な治水対策調査」についての中間報告）
	10月9日	□自主研究（分科会での政策研究等の中間総括）
	12月26日	□自主研究（これまでの取組みを踏まえた、今後の進め方）
平成 25 年	2月7日	◎政策研究セミナー（福島大学行政政策学類・今西一男准教授＝会津若松市都市計画マスタープランへの指導）
	4月16日	◎政策研究セミナー（福島大学共生システム理工学類・川越清樹准教授＝雨水流出抑制による総合治水対策について）
	4月19日	□自主研究（セミナー受講後の総括、分科会での政策研究等の中間総括、今後の進め方）
	6月11日	□自主研究（中間総括及び次期への申し送り事項）
	7月9日	□自主研究（中間総括（案）について）
	7月25日	□自主研究（中間総括（案）について）
	10月7日	□自主研究（前期体制からの申し送り事項、今後の進め方）
	10月17日 ～18日	■建設委員会行政調査（石川県金沢市＝金沢市総合治水対策の推進、 富山県富山市＝富山駅周辺整備事業、新潟県新潟市＝除雪対策）
	10月30日	□自主研究（行政調査を踏まえた委員間討議）
	平成 26 年	4月21日
5月28日		◎政策研究セミナー（福島大学共生システム理工学類・川越清樹准教授＝雨水流出抑制による総合的な治水対策のあり方）
7月30日～ 31日		■建設委員会行政調査（神奈川県横浜市＝総合治水対策及び雨水浸透施設の設置推進、静岡県静岡市＝下水道施設の長寿命化、浸水対策）
8月6日		□自主研究（行政調査の総括）
10月27日		□自主研究（政策研究に係る中間報告、今後の進め方）
11月25日		□自主研究（今後の進め方）
平成 27 年	1月21日	□自主研究（「雨水流出抑制による総合的な治水対策」に係る論点整理）
	1月28日	◎政策研究セミナー（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所・安井辰弥所長＝阿賀川河川事務所管内における治水対策の取り組み）
	2月6日	□自主研究（政策研究セミナーの総括）
	4月7日	□自主研究（政策討論会分科会最終報告に向けた論点整理について）
	4月22日	□自主研究（政策討論会分科会最終報告に向けた論点整理について）

今期政策討論会での政策研究の取り組みについて (議会制度検討委員会)

1 総括

政策討論会議会制度検討委員会では、平成23年12月8日の全体会で割り振られた10討論テーマのうち、「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について」に関して「議会活動、議員活動の検証と市民との情報共有のあり方について～議会の見える化とそのシステムづくり～」を問題分析の具体的テーマとして設定し、公募による2名の市民委員とともに、自主研究及び政策研究セミナーなどを通して、政策研究に取り組んできました。

当委員会では、前期議会の申し送り事項を踏まえながら、第一に、議会活動及び議員活動の見える化を推進し、市民との情報共有を図るとともに、第二に、議会活動及び議員活動の検証・総括を行い、現状の到達点や問題・課題の整理を行うこと、第三に、これらを踏まえた今後の議会のあり方について認識を深め、第四に、あるべき議会活動や議員活動を進める上での重要な条件整備である議員定数及び議員報酬のあり方について、一定の方向性を示すこと、以上4点について、議論を重ねてきた経過にあります。

これまでの検討内容について、以下にその概要を示します。

2 検討内容

(1) 議会活動及び議員活動の見える化の推進

① 先進事例研究及び専門的知見の活用

当委員会では、前期議会からの申し送り事項も踏まえ、議会が継続した議会改革に取り組み、活動を通して市政の発展や市民福祉の向上に寄与していくとともに、これらをよりわかりやすい形で市民のもとに届け、情報の共有を通じて市民との信頼関係を築いていくことの重要性を確認したところです。

このようなことから、議会活動や議員活動の見える化を効果的に推進する上での要点について理解を深めるため、北海道福島町議会の溝部幸基議長より、「議会白書の取り組みについて」、さらには法政大学法学部の廣瀬克哉教授より、「議会活動・議員活動の見える化について」ご講演いただき、意見交換を行いました。

福島町議会の議会白書には、議会及び議員の活動実態などを多様な視点から体系的かつ詳細に整理されたものであり、住民との情報共有を図る手段として、有効に機能している点がうかがえました。また、廣瀬教授からは、市民が求める市政の課題に係る論点情報を市民に適切に伝えること、議会が実際に行った仕事に基づき、評価を受けることの必要性などについて、アドバイスをいただきました。

これらの機会を踏まえ、当委員会では、市民の求める情報を適切に伝えていくことの重要性を認識するとともに、市民との情報共有を図るための手段としての「議会白書」の活用が有効であるとの認識に至りました。

② 議会白書の発行

上記のような経過を踏まえ、当委員会では、市民の議会への理解を促し、参加を得ながら進めていく協働型議会を実現するための1つの手法として、「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書平成25年版」を平成25年7月に発行し、公民館や小中学校などの市内公共施設に設置するとともに、市ホームページに掲載しました。また、平成26年7月には、平成26年版を新たに作成し、市内に全戸配布するなど継続的な取り組みを進めているところです。

③ 今後の方向性

議会活動及び議員活動の見える化はいまだ道半ばであると認識しています。また、市民が求める情報、市民と共有すべき情報とはどのようなものか、絶えず検討していく必要があります。

現在の議会白書は、市民に議会の仕組みを知ってもらうとともに、議会に参加してもらうための手引書としての活用を意図しています。その一方で、議会改革も一定の広がりを見せ、議会が市民福祉の向上に実質的に寄与していくことが求められていることを踏まえれば、今後議会として取り組むべき重点テーマに焦点を当てた掲載やこれらに対する活動報告など、市民と議会が市政に係る重要論点について情報共有し、コミュニケーションを図るための媒体として、議会白書を活用していくことも今後検討すべきであると認識しております。

(2) 議会活動及び議員活動の検証・総括

① 専門的知見の活用

当分科会に割り振られたテーマである「議員活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について具体的な議論を進める上での視座・視点を得るため、山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授より、「議員報酬や議員定数を巡る議論の到達点と課題」についてご講演いただき、意見交換を行いました。

講演では、住民自治の根幹としての議会が問われており、議員報酬や議員定数についても住民自治を充実させるための条件として議論すべきであることが示されるとともに、住民自治の実現に向けて、多様な市民の議会への参加、十分な討議の実践などにより議会力の向上が図られているのか、市民に説明していく必要があることが示されました。これらを踏まえ、当委員会では、当市議会の目指すべき議会活動に対する現状の到達点を認識することにより、現状の問題・課題等を抽出するとともに、今後の方策を検討し、さらには新たな議会のあり方について市民とともに議論していくため、平成22年12月に前期議会において取りまとめた「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方 最終報告」（以下「最終報告」という。）の内容を踏まえ、現状の議会活動及び議員活動を検証し、総括することとしました。

② 議会活動・議員活動実態調査

当市議会が志向する協働型議会の実現に向けた取り組みについて検証するため、最終報告における「議員活動換算日数モデル」と当市議会及び議員の活動量の比較検討を行いました。これは、実際の議員（議会）活動量と議員活動換算日数モデルとの比較を通して、議員活動の現状とあるべき姿の差異を明らかにすることにより、現状の成果、課題を明らかにし、課題解決に向けた今後の方策について検討しよう

とするものです。

③ 議員活動換算日数モデルとの比較

議会活動及び議員活動全体の活動量は、モデル値の1,312時間に対し、実績値で946時間という結果になりました。

差異が生じた主な原因として、まず、本会議（臨時会含む）や全員協議会、常任委員会協議会など、主に市長側の提出案件の内容や量により活動時間が決まる性格性の会議において、想定した時間に至らなかったことが挙げられます。次に、議会の主体的な活動である政策討論会全体会、分科会などの取り組みが、想定した活動時間に至らなかったことが挙げられます。

議会活動に付随する議員個々の活動に目を向けてみると、一般質問や政策討論会分科会に付随する調査研究などは、モデル値を超えるなど一定程度取り組んでいるものと考えられますが、議案等調査など団体意思の決定（議決）に影響する活動がモデル値に至りませんでした。

個別具体的に議員個々の活動を見てみると、実態調査の提出者15名のうち、三分の一にあたる5名の活動実績の平均が、1,231時間と、モデル値に近い活動量となっており、徐々にではありますが、当市議会の志向する議員活動に近づきつつあると認識したところです。

④ 協働型議会における3つの機能からの総括

上記のとおり、議会活動及び議員活動の実態について、議員活動日数モデルとの比較をしたところですが、これらの結果を踏まえ、当市議会の志向する協働型議会の3つの機能の視点から現状の到達点を捉え、総括しました。

ア 市民参加機能

市民参加機能に係る活動は、地区別意見交換会が年2回、各15地区で開催され、地区の問題、課題を吸い上げ、議会活動に反映する場として、また、議会の活動状況の報告などをする場として定着しており、また、請願や陳情の審査過程において、請願者などに対し参考人として出席を要請するなど具体的な案件の審査段階においても市民参加の機会を確保しているところです。しかし、市民からは、いまだに議会の活動は見えていない、わからないとの指摘もあり、意見交換会の活動実態を見てみても、老若男女の区別なく、多様な市民が議会に参加するまでには至っていない状況にあると思われます。

また、多様な市民が議会に参加する入り口として、議員個々の活動は重要な機能であると認識するところですが、議会活動・議員活動実態調査からは、議員の市民相談対応に要する活動が、モデル値を下回っている状況にあります。

議員は、多様な市民の代表として、個々の活動を通して、多様な市民ニーズを把握するため、政策課題に係る論点を市民に提供し、議論を喚起するなど、市民とのかかわりを充実する必要があります。また、議会活動においても、政策課題の解決に向けて、議会が何のために、いつ、どのような市民から、どのような意見等を得たいのかということを確認し、市民に対して意識的に働きかけ、議論する機会を拡充する必要があると考えられます。

このような市民と議会との関係を構築していくことを念頭に置きながら、議会

活動及び議員活動に取り組む必要があることを確認しました。

イ 監視機能

監視機能に係る活動は、常任委員会や予算決算委員会分科会など、議案等審査に係る活動（会議）はモデル値と同等の取り組みがなされていますが、その前提となる議案調査などの議員活動がモデル値に及びませんでした。監視における活動実態からは、「議案等審査において、個人の論点に基づく個人による質疑は活発に行われているが、委員会や議会全体で共有された問題認識に基づく重層的な質疑や討議が十分になされていない」との指摘がありました。このようなことから、議員各々が議案調査等の拡充により、当該議案の論点を明らかにし、さらにこれらを議員間で共有化して審査に望む必要があると認識しました。

ウ 政策立案機能

政策立案機能に係る活動は、個々の調査研究を前提とした一般質問による政策提案や、常任委員会における要望的意見の付与、決議の議決などにより、市政への一定の関与をしてきたものと考えられますが、政策討論会の活動を活性化し、政策課題の解決に向けた政策を練り上げ、議会提案による政策条例を議決するなど、市政に決定的に関与するまでには至っていないものと考えます。政策討論会などの議会活動の活性化に向けては、政策立案に係る議員間での目標、プロセスの共有化を図るとともに進捗を管理し、目標達成に向けて計画的な活動に取り組む必要があります。

このようなことを踏まえ、活性化されつつある議員個々の活動やそこで得られた認識を、議会活動を通して二代表制の一翼を担う「機関としての」取り組みに昇華させるとともに、目標に向けて計画的に活動していくことが課題であると認識しました。

⑤ 全体の総括

以上のとおり、協働型議会における3つの機能から、当市議会の取り組みについて総括をしましたが、これらを踏まえ、さらに総合的な視点から総括しました。

ア 市民福祉の向上への寄与

議会活動及び議員活動量の調査により、全体の活動量については、モデル値を下回る結果となりました。機能別総括においては、さまざまなツールを活用して一定の取り組みを行ってきたものの、これらが実質的な成果として市民には十分に届いていないとの認識に至ったところです。住民からの評価を得ていくためには、議会が市民の声に寄り添い、地域課題を共有するとともに、その方策をともに考え、一定の方向性を示していくなど、地域課題の解決に向けて積極的に関与していく必要があります。市民福祉の向上にどのように寄与すべきなのかといった視点を念頭におきながら、議会活動及び議員活動に取り組む必要があると考えられます。

イ 議員活動の常勤的な活動の必要性

さらにこれらの取り組みを推進するためには、多様な市民参加機会の確保、政策討論会の計画的な活動の推進、委員会審査等における重層的な質疑や討議の充実など、議会活動のさらなる活性化が必要であり、これらに付随する議員活動も

おのずと拡充する必要があると考えられます。このようなことを踏まえれば、当市議会議員の活動は、非常勤的な活動では十分に対応することは困難であり、常勤的（日常的）な活動を要すると考えられます。

ウ 機関としての取り組みの充実

政策立案機能や監視機能の総括において、議員個々の活動や問題認識が、議会（機関）としての取り組みに十分反映されていない点を確認してきました。二元代表制の一翼を担う議会が、その役割を適切に果たすため、機関としての権能を発揮することを意識した取り組みが必要であると考えられます。

(3) 市民福祉の向上に寄与する議会のあり方

① 専門的知見の活用

当委員会では、議会活動及び議員活動の検証・総括を通して、現状の問題・課題を捉え、多様な視点からの取り組みの拡充を図る必要性について認識を深めてきました。その一方で、議会活動や議員活動のあり方を市民に対する「成果」という視点から捉え検討すべきとの考えが示されたことから、本質的な成果の捉え方について理解を深めるため、山梨学院大学法学部の江藤俊昭教授より、市民の負託に応え得る議会活動及び議員活動のあり方についてご講演いただきました。

このような中で、地方分権による議会の役割の変化を踏まえ、市民福祉や市民満足度の向上といった視点から、活動の成果を捉えるべきであること、議会活動や議員活動のさまざまな段階で市民参加を得るなど市民との新たな関係を築くこと、また、多様な視点から評価を得ながら、成果や課題を整理し、さらなる取り組みに反映するなど、成果を継続的に生み出すことのできる活動・仕組みを構築すること等が重要であると認識したところであります。

② 委員間討議による集約

これらの考えをもとに、市民福祉の向上に寄与する議会のあり方について委員会の考えを集約しました。なお、こちらの概念図は最終頁のとおりです。

ア 市民福祉の向上に寄与するため、計画的な活動を推進する議会

政策課題の解決に向けた取り組みと、その条件整備としての議会運営の改善といった関連する2つの取り組みを着実に進めるため、当該取り組みに係る目標や目標達成のための具体的な活動内容、さらにはこれらの進捗を管理・評価するための指標等を明らかにし、計画的に取り組む必要があると考えられます。

イ 政策過程全体に市民参加を組み込む議会

市民自身が政策の立案、決定、監視、評価等にかかわり、市民本位の市政が運営されていくことが、市民満足度や市民福祉の向上、ひいては住民自治の促進につながるものと考えられます。このような視点に立てば政策過程全体に市民参加を組み込み、これらを踏まえた意思決定を議会がしていくことが重要であると考えられます。

ウ 議会の見える化を促進する議会

市民参加機能のさらなる拡充に加え、議会白書や議会広報の活用、ICTの活用による情報共有の推進などを通して、議会の見える化を促進することにより、議会のあり方や活動に係る評価等について議論するための素材を市民にわかりやすく提供し、議会への理解や参加を促していく必要があると考えられます。

エ 多様な視点から評価を行う（受ける）議会

議会活動・議員活動の現状の到達点を理解し、さらなる改善につなげていくた

めにも、議会・議員による自己評価にとどまらず、有識者等による評価、議会モニター等市民による第三者評価など、多様な主体による評価を得ることにより、総合的な視点から議会の現状を捉えることができると考えられます。また、活動計画や活動内容、活動結果や成果など多様な段階で評価を得ることにより、活動過程における問題・課題の所在を明らかにしていくことも重要であると考えられます。

オ 執行機関と善政競争をする議会

議会は、多様な住民の声を市政に多様に反映しうる合議機関として、執行機関とは異なる視点から市政にかかわることが期待されています。このようなことを踏まえれば、議会は住民の声を聞き、総合的な視点からそのあり方を見通し、執行機関と善政競争するとともに、決定した内容に係る説明責任を適切に果たしていくことが重要であると考えられます。

カ 任期を見通した政策形成サイクルを作動させる議会

議会が二代表制の一翼としての役割を果たしていくためには、様々な視点から地域の課題を捉え、短期、中期、長期といったさまざまな期間設定のもと課題解決に向けた取り組みを進める必要があります。また、定例会ごとや年度ごとはもちろん、議員任期を見通した活動を想定し、さらに総括し、次期に引き継いでいく視点を持つ必要があると考えられます。

(4) 議員定数・議員報酬のあり方

① 議員定数のあり方

議員定数の検討に当たっては、(1)、(2)、(3)の視点を踏まえつつ「協働型議会の機能を高めるためには、議員定数がどうあるべきか」といった視点から、3つの機能別に論点を設定し、検討してきました。また、議員定数を「議会機能を高める一つの資源」として捉え、市民参加力や議員・議会補佐機能などほかの議会資源の現状等も総合的に勘案して検討しました。

【議会の機能と資源の関係性】

Y (議会の機能) = $Y1$ (民意吸収機能) + $Y2$ (監視機能) + $Y3$ (政策立案機能)

||

||

X (議会の資源) = $X1$ (議員定数) + $X2$ (市民参加) + $X3$ (議員・議会補佐機能)

- ①協働型議会の機能を議員定数、市民参加、補佐機能といった資源で担う。
- ②議員定数の検討は、他の資源がどの程度活用可能なのか等、他の資源の現状、展望なども踏まえながら、検討する必要がある。

【民意吸収機能】

(1) 少数意見も含めた多様な意見を吸収しうる議員定数とはどうあるべきか。

現状維持すべき	削減すべき
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に埋もれている意見や少数意見なども含めて、多様な民意を吸収することは、多様な市民の代表として自治体の意思決定に関与する議員の責務である。 ・議会として民意吸収に資する機能(制度)を拡充し、活用していく必要があることを踏まえれば、これらの担い手である議員を減じることは民意吸収機能の低下につながる可能性がある ・当委員会は民意吸収が十分ではないという現状認識に立っている。民意吸収を高めるためには、議員から市民へのアプローチ(議員活動の拡充)も必要であることを踏まえれば、議員定数を減じるべきではない。 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数を減らした方が、議員の競争意識や質が高まり、民意吸収機能は高まる。 ・合併後人口が減少しているも勘案すれば、市民の声が減っているとも考えられる。 ・仮に定数を削減しても、議員活動をふやすことによつて、民意吸収機能を維持できるのではないか。

<p>【討議結果】</p> <p>一部委員より定数削減の考えが示されたが、「民意吸収機能に係る現状の総括を行い、機能向上に向けては、議員一人一人の活動や機能（制度）のさらなる拡充が必要であると総括してきた。それにもかかわらず、その担い手である議員の定数を削減するということが、なぜ民意吸収機能の向上につながるのか」との疑問が示された。このような議論も踏まえ、意見集約をしたところ、少数意見も含めた多様な市民意見の吸収の必要性、現状の総括による課題認識等を踏まえれば、「現行の定数を維持し、民意吸収機能の向上に向けて取り組むべきである」との考えが大勢を占め、一部委員を除き、現行の議員定数を維持すべきであるとの集約が図られた。</p>

(2) 多様な意見の吸収機能を市民が議員に代わり担うことができるか。	
担うことは困難	担うことは可能
<p>【主な意見】</p> <p>・市民参加機能を高めていくことは当然必要であるが、選挙で選ばれ、市民の代表として多様な声を議会に届ける役割を担う議員といわゆる一般的な市民は、そもそもの役割が違うものであることから、市民が議員の代わりに民意吸収機能を担うことは困難である。</p>	<p>【主な意見】</p> <p>・特になし</p>
<p>【討議結果】</p> <p>「多様な意見の吸収機能は、多様な市民の代表として選出され、一定の責務を有する議員がその役割を果たすべきであり、一般の市民がその役割を担うことは困難である」との考えが集約された。</p>	

【監視機能】

(1) 多様な政策課題に係る執行機関の取り組みを総合的な視点から監視するために必要な委員会数はどうあるべきか。(委員会数から議員定数を考える視点)	
現状維持すべき	減らすべき
<p>【主な意見】</p> <p>・審査の前提として、案件に係る調査研究等の活動を十分に確保する必要がある。現状において議案等調査に係る活動の確保に課題があり、さらに議員活動を拡充する必要があることを踏まえれば、委員会数や各委員会の政策分野の範囲は、現状を維持することが妥当である。</p>	<p>【主な意見】</p> <p>・委員会で適切な監視をするためには、より広範な視点から審査する必要があることから、委員会数を減らし、一委員会当たりの政策分野の範囲を広げることが妥当である。</p>
<p>【討議結果】</p> <p>一部委員より、「より広範な視点から審査するため、委員会数を減らし、一委員会当たりの政策分野の範囲を広げるべきである」との意見が示された。しかし、他の委員からは、「そもそも一つの案件を審査する際に、広範かつ多面的な視点から審査を進めることは当然であり、委員会の政策分野の範囲を広げなければ出来ないという話ではない。現行においても、議員個人や会派での調査研究により、多面的視点を養うことは十分可能であるし、一般質問や総括質疑等の機会も担保されている。むしろ、一委員会当たりの政策分野の範囲を広げることは、議案等の調査研究が行き届かなくなり、監視機能の低下を招きかねない」との考えが示され、一部委員を除き、現行の委員会数を維持すべきとの考えが集約された。</p>	

(2) 委員会で充実した討議をするため1委員会当たりの議員数はどうあるべきか。	
議員数を維持すべき	議員数を減らすべき
<p>【主な意見】</p> <p>・充実した討議をする上では少数意見も含めた多様性を担保できるか、また、それにより争点を形成できるかが重要であり、さらには最終的に一定の集約の上意思決定をしていくことのできる人数を考えると、現行の7,8人程度が委員数として妥当であると思われる。</p>	<p>【主な意見】</p> <p>・迅速な意思決定という観点から、討議する人数を減らすべきである。</p> <p>・7,8人が討議に適しているという考えに明確な根拠はない。</p> <p>・市内の一部民間企業では、5人程度で経営方針等を決定している。民間企業も市も限られた資源で最大の効果を得ることが大事である。</p>
<p>【討議結果】</p> <p>当該論点については、まず充実した討議に不可欠な要素として、市民の多様な意見を踏まえた議論がなされているということが担保されるべきであり、迅速に意思決定することも重要であるが、それが第一に優先される事項ではないという点を確認した。</p> <p>その上で、一部委員より、「討議に適した委員数として、有識者の見解も踏まえ7,8人としてきた</p>	

が、明確な根拠はないことから、当該論点に係る定数のあり方を結論づけるべきではない」との意見が出され、全体の合意には至らなかった。しかし、現状の総括において、討議充実の課題とされてきた議案調査、論点抽出などの事前準備が整った時には、現行の委員数において、少数意見も含めた多様な観点が示され、論点、争点が形成され充実した討議に至っていること、さらには討議に参加する人数を減じることで、これらの要素が向上するという根拠に乏しいことなどから、当該論点については、**一部委員を除き、現状の議員数を維持すべきであるとの考えが集約された。**

(3) 討議に当たり、議員の役割を市民が補完できるか。	
市民参加機能の拡充により、補完機能を高めることは重要であるが、議員数は維持すべきである。	議員の役割を市民が補完できるし、それにより、討議における議員数を減らすことが可能である。
【主な意見】 ・多様な市民意見、多様な観点を背景にした討議を充実させて、自治体としての意思決定に寄与していくためには、市民の代表として選挙で選出され、一定の責務を有する議員が一定数必要である。監視機能を高める上で、議会への市民参加を促進すること（すなわち補完機能を高めること）は当然重要であるが、そのことと、市民が、市民の代表としての責務を有する議員を代替することは、意味合いが異なることから、議員数は維持すべきである。	【主な意見】 ・選挙で選出された議員を市民が代替することはできないが、議員の代わりに討議に参加し、補完機能を果たすことはできる。 ・市民意見を踏まえた討議を充実させるためには、議員を減らして討議に市民を加えるべきである。
【討議結果】 一部委員より、「法律上の扱いや権限上は市民が議員を代替することは困難であるが、討議に加わるという実務上はそれが可能である（これを補完と捉える）ことから、これまで討議を担っていた議員の役割の一部を市民が担うことにより、議員定数を減じることができる」との意見が示されたが、「多様な市民の代表として多様な観点を討議に反映する議員と、いわゆる一般市民とでは、果たすべき役割・機能に違いがあることから、 討議の充実に向けて市民参加機能を拡充し、補完機能を高めることは重要であるが、議員を減らして、その役割を市民が担うことは妥当ではない 」との考えで、 一部委員を除き一定の集約が図られた。	

【政策立案機能】

(1) 多様な政策課題に対応できる検討主体の確保	
【主な意見】 ・政策立案機能を担う検討主体は委員会等のほかにも、会派、3人以上の議員など多様である。多様な政策課題に対応するためには、これらの検討主体もより多様であることが望まれる。 ・政策立案機能と議員定数は関連性が薄いのではないか。 ・多様な政策課題に対応するためには、議員定数の増員も考えられるのではないか。	
【討議結果】 政策立案機能は、常任委員会（政策討論会分科会）をはじめ、特別委員会、会派、自治法第 112 条第 2 項に基づく一定数の議員 ^(※) など、多様な検討主体が想定されるという側面があり、検討主体を構成する議員数も多様であるがゆえ「政策立案機能の向上と議員定数との関連性は示しにくいのではないか」との意見が出された。 しかし、「多様な政策課題に対応するためには、多様な検討主体による活動が必要である」との考えも示されたところであり、市民福祉向上のため、多様な政策課題の解決に向けた目標を設定し、計画的な活動を推進しようとする本市議会の今後のあり方なども踏まえれば、多様な主体が多様な政策サイクルを並行して作動させることも想定する必要がある。当然そこでは議員個々の調査研究、検討主体による充実した討議、政策過程全般への市民参加などを通して、各々の検討主体が政策を練り上げていくことになる。 このような政策立案活動の広がりを見れば、「定数の増員も考えられるのではないか」との考えが一部委員より示された。当該意見に対し、理解を示す声もあったが、「当委員会では、政策立案機能の向上に当たり、まだ十分な活動をやりきれていないとの総括をしており、まずはこの前提条件に立ち、現状の取り組みを拡充し、機能向上を図るべきである」との意見が示されたところである。 以上のような議論を踏まえ、意見集約をしたところ、「検討主体の多様化は、議員一人一人が複数の役割を同時並行的に担うことを想定している。現状の総括を踏まえれば、現行の定数において、議員活動の拡充を図るべきである」との考えが大勢を占め、 一部委員を除き、現行の議員定数を維持すべきである点について一定の集約が図られた。	

※議員による議案提出は、定数の1/12以上の賛成が必要とされており、本市議会では3名以上による提出が要件となる。

【総合的視点からの整理】

議員定数のあり方について、協働型議会を支える各機能（民意吸収、監視、政策立案）の向上を念頭におき検討してきましたが、改めて総合的な視点から議員定数のあり方を整理・確認しました。

ア 議会活動及び議員活動の量的拡充の必要性

議会活動及び議員活動の総括では、本市議会の取り組みは道半ばであり、議会活動及び議員活動両面において拡充する必要があることを確認したことから、議員定数の検討に当たっても、この前提条件を踏まえ検討してきました。

イ 議会活動及び議員活動による市民福祉向上への寄与

さらには今後の活動の展望として、議会が市民福祉の向上に寄与することをより意識した取り組みを推進する必要があることを確認し、議会改革に留まらない実質的な議会機能の向上を図るため、多様な観点から議員定数のあり方を検討してきました。

ウ 議会機能を担う他の資源との関係

また、議会機能を担う他の資源として、市民参加による補完機能や議会事務局をはじめとした議員・議会補佐機能の活用について検討しましたが、市民と議員との役割の違いや、現状における補佐機能の飛躍的拡充の困難さなどから、現状においては、議員定数を担保し得る状況にはないと考えました。

【まとめ】

各機能の向上に当たっては、いずれも現行の定数を維持すべきとの考えが大勢を占めました。これまでの議論において、一貫して議員定数の削減を主張する声があったものの、各機能における検討結果や、上記の考えを踏まえれば、**多様な市民の代表として、議員が市民福祉の向上に寄与していくためには、現行の議員定数を維持すべきであるとの考えで一定の集約が図られました。**

② 議員報酬のあり方

議員報酬については、議会や議員に求められる役割や責務を踏まえ、これらを円滑に推進するための一つの条件整備として位置づけ、「本市議会の議員報酬にはどのような要素が担保されるべきなのか」という視点から、そのあり方を検討してきました。検討する上での論点と、これらを踏まえた現状認識は以下のとおりです。

ア 二元代表制の一翼として、「機関としての」役割を適切に果たす議会を構成する議員報酬のあり方

地方分権の進展による議会の役割の増大、それに伴う議員活動の変容（広がり）を自覚し、市民福祉の向上に向けて、議会の権能を適切に発揮するべく能動的に活動する議員が求められています。

議員は、市民の代表として自治体の意思決定に関与するという重責を担っていることを認識し、議員活動を今以上に拡充するとともに、これを踏まえた議会活動に取り組み、「機関としての」役割を適切に果たしていく必要があります。

議員がこのような活動に誇りと責任を持って取り組む上で必要となる報酬が担保されるべきであると考えます。

イ 市民福祉の向上に実質的に寄与しうる議会活動や議員活動を踏まえた議員報酬のあり方

市民福祉の向上に議会が実質的に寄与するためには、今以上に議会活動や議員活動を拡充するとともに、その質を高めていく必要があります。

議員活動量実態調査における活動量上位者の現状を踏まえれば、少なくとも今後の議会活動を担保するためには、「非常勤ではない、常勤に近い」活動量が必要になることは明白であるし、「協働型議会」の機能をさらに高めていくことを踏まえれば、当初想定していた活動量を超えることも想定されます。このような議員活動の動向も踏まえた報酬であるべきと考えます。

ウ 非効率的な性格を有する議員活動を踏まえた報酬のあり方

議員報酬の対象となる議員活動の実際は、多様な活動（役務）が不規則に入り混じり構成されており、実質的に1日を要する活動であったとしても、役務としては数時間であるなど、必ずしも効率的に役務に従事できるものではありません。

時間の不規則な会議に出席し、調査先の都合に合わせて調査研究に赴き、突然の市民相談に対応するなどして1日を過ごしたとしても、その合間には、移動時間や、実際は自由にならない時間が生じるため、結果的に役務に従事した時間のみを積算すると半日分に過ぎないということもあります。その一方、議員活動の広がりとともに、役務を予定していない時間であっても、常に活動を要請される可能性を含み、相応の心構えを要するのが市民の代表である議員の特徴であると考えられます。このような議員活動の実際を踏まえた報酬であるべきと考えます。

エ 幅広い層の多様な市民が議員として活動できる、また今後議員になってみようと思える、そのための条件整備としての議員報酬のあり方

住民代表機関としての議会が、多様な民意を踏まえた意思決定をしていくためには、幅広い層の市民が議員に選出されることが理想的です。しかし、現実的に当市議会は、若者や女性、子育て世代のサラリーマンなども含めた幅広い層の市民が偏りなく選出されているとは言い難い状況にあります。また、全国では議員選挙に当たり、立候補者が定数に満たない自治体もあり、議員のなり手不足も指摘されています。

このような実態を踏まえれば、多様な市民が議員として活動するための条件整備が必要であり、報酬面においては、仕事を辞めて議員になろうとする市民であっても、家庭生活を営みながら、安心して議員活動が行える報酬が担保されるべきであるであると考えます。

【まとめ】

協働型議会を支える議会機能の向上という点において、現状の議員活動には課題があり、市民の期待に応えていくためには、これまで以上に議員活動を充実していく必要があることを確認してきました。その一方で、市民の声を起点として、政策課題への認識を深め、議会としての意思決定を通じて市政に関与する機会も、徐々にふえてきました。

これらの活動を拡大していくためには、議員一人一人が市民の代表としての責務を深く認識するとともに、多様な市民意見の吸収、これらを踏まえた調査研究に取り組むなど、議員活動を拡充する必要があります。これらの取り組みを想定すれば、議員活動はおのずと非常勤ではない、常勤的な活動量が要請されるため、議員報酬には「生活給的な意味合い」が求められるものと考えます。

また、これらの議員活動を推進しようとするれば、当該活動に付随する経費的支出も発生しますが、議員個々の活動については、議員報酬でこれらを賄う必要があります。議員報酬は、いわゆる議員活動という役務の対価であります。これらに加え「生活給的な意味合い」、「議員活動のさらなる拡大に伴う支出への対応」という側面も持ち合わせる必要があると考えられます。

このような議員報酬の考え方は、今後の議会を担う議員が、多様な市民属性から選出され、議員活動に安心して取り組めるようにするための条件整備として、踏まえるべき重要な視点であることを確認しました。

その一方で、この間の議員報酬の変遷を見ると、平成8年4月に改定された議員報酬月額（506,000円）を境に減額傾向にあり、当市議会が平成20年に議会基本条例を制定し、市民の負託に応えるべく、活動を活性化させてきた中においてもその傾向は続いています（現状は447,000円）。現状においても、常勤的な議員活動を要請される当市議会では、一般的な会社員などとの兼業が困難であることから、議員報酬のみで家庭生活を営むとともに、議員活動に付随する経費への支出、次期選挙に向けた活動資金の確保などに対応せざるを得ない場合もあり、議員活動に苦慮しているとの声も聞こえています。

このような議員報酬や議会活動の実態を踏まえつつ、今後のさらなる議員活動の拡充や多様な市民属性を代表する議員の誕生を想定すれば、現状の議員報酬は必ずしも十分とは言えないものと考えられます。

3 今後の方向性

当市議会では、平成20年に議会基本条例を制定し、議会への積極的な市民参加を得ながら、多様な市民意見を市政に反映し得る合議体としての議会づくりに取り組んできたところではありますが、これらの取り組みはいまだ道半ばであります。

地方分権の進展により、人口減少、少子高齢化問題などをはじめ地域にある多種多様な問題への対応を求められる中であって、当市議会は今後も不断の議会改革に取り組み、さらにはこれらを踏まえた政策づくりを推進することにより、時代の要請に応え、市民福祉の向上に寄与しうる成果を継続的に市民の皆様に届けていく必要があります。このようなことを踏まえれば、当市議会は、真に市民に求められる議会を目指して、そのあり方を絶えず検討するとともに、活動を検証していくことが重要であると考えます。

今回の報告は、当委員会において検討してきた内容であります。あくまで現状の到達点として取りまとめたものであり、議会活動や議員活動のあり方、市民との情報共有のあり方、さらには、議会活動や議員活動を支える議員定数・議員報酬のあり方などについては、引き続き議会として検討していくとともに、市民の皆様とも情報共有を図りながら、今後もさらなる議論を深めていく必要があると考えます。

4 経過及び予定

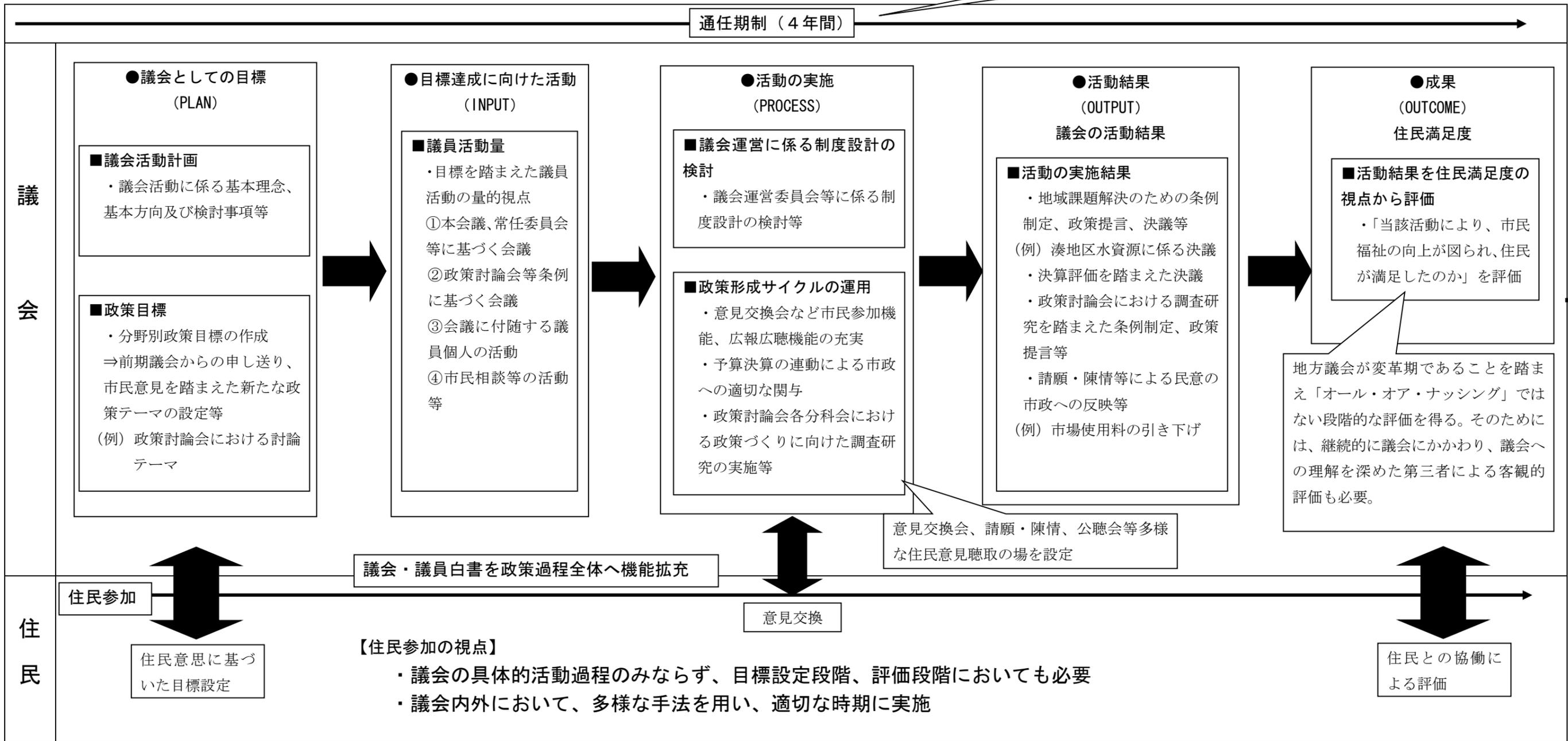
年	月 日	内 容
23年	10月7日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期議会からの申し送り事項の確認）
	10月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議会制度検討委員会最終報告の確認）
平成24年	4月11日	<input type="checkbox"/> 自主研究（具体的テーマの確認・決定、委員の公募、議会制度検討委員会活動の中間総括、今後の進め方）
	5月1日	◎市民委員の公募開始
	5月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（公募委員の選定方法、今後の進め方）
	6月4日	<input type="checkbox"/> 自主研究（公募委員の選定）
	7月2日	<input type="checkbox"/> 自主研究（福島町議会「議会白書」の事例研究）
	7月31日	◎先進事例研究セミナー（福島町議会・溝部幸基議長＝福島町議会における「議会白書」の取り組み）
	8月8日	<input type="checkbox"/> 自主研究（福島町議会「議会白書」事例研究の総括、今後の進め方）
	8月29日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」に係る課題の整理と方向性の決定）
	10月5日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」の内容）
	11月14日	◎政策研究セミナー（法政大学法学部・廣瀬克哉教授＝議会活動・議員活動の見える化について）
	11月21日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策研究セミナー受講後の総括、「見える化」の内容、今後の進め方）
	12月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」の内容）
平成25年	1月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（「見える化」の内容）
	2月13日	<input type="checkbox"/> 自主研究（（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容）
	4月15日	<input type="checkbox"/> 自主研究（（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容、議会制度検討委員会活動の中間総括）
	5月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容）
	6月28日	<input type="checkbox"/> 自主研究（（仮称）「見て 知って 参加するための手引書～会津若松市議会白書 平成25年版」の内容）
	7月18日	<input type="checkbox"/> 自主研究（政策討論会全体会へ報告する中間総括）
	8月27日	<input type="checkbox"/> 自主研究（前期議会からの申し送り事項）
	12月20日	<input type="checkbox"/> 自主研究（今後の調査研究、市民委員の公募）
平成26年	1月20日	<input type="checkbox"/> 自主研究（議員報酬・議員定数等の妥当性の検証、市民委員の公募、政策研究セミナー）
	2月26日	<input type="checkbox"/> 自主研究（公募委員の選定、今後の調査研究）

年	月 日	内 容
平成 26 年	3月28日	◎公募委員との初顔合わせ ◎政策研究セミナー（山梨学院大学法学部・江藤俊昭教授＝「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」の検証についてのアドバイス及び最近の議員報酬・定数に関する全国的な動きなどの情報提供）
	4月16日	□自主研究（政策研究セミナーの総括、政策研究に係る中間報告（案）、今後の進め方）
	5月1日	□自主研究（会津若松市議会白書、議会活動・議員活動等の検証）
	5月23日	□自主研究（会津若松市議会白書、議会活動・議員活動等の検証）
	6月12日	□自主研究（会津若松市議会白書）
	7月1日	□自主研究（議会活動・議員活動等の検証、今後の進め方）
	7月17日	□自主研究（議会活動・議員活動等の検証、議員活動実態調査、今後の進め方）
	8月8日	□自主研究（議会活動・議員活動等の検証、政策研究セミナー）
	8月23日	◎政策研究セミナー（山梨学院大学法学部・江藤俊昭教授＝市民の負託に応え得る議会活動及び議員活動のあり方）
	9月3日	□自主研究（政策研究セミナーに係る総括）
	10月7日	□自主研究（議員活動実態調査、住民満足度を高める成果のあり方）
	10月23日	□自主研究（議員活動実態調査、政策研究に係る中間報告）
	11月12日	□自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方、議会白書の発行）
	12月3日	□自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方）
12月24日	□自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方）	
平成 27 年	1月15日	□自主研究（議会活動及び議員活動の検証を踏まえた総括、成果の捉え方）
	1月30日	□自主研究（市民福祉向上に寄与する議会のあり方、議員定数・議員報酬のあり方）
	2月10日	□自主研究（議員定数のあり方）
	2月25日	□自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	3月23日	□自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	4月2日	□自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	4月13日	□自主研究（議員定数のあり方、議員報酬のあり方）
	4月17日	□自主研究（前回会議における修正事項の確認、市民との意見交換会に向けた報告内容の整理）
4月24日	□自主研究（市民との意見交換会に向けた報告内容の整理）	

市民福祉向上のための協働型議会のあり方

任期を一つのサイクルとしてまわすイメージ

通任期制（４年間）



地方議会が変革期であることを踏まえ「オール・オア・ナッシング」ではない段階的な評価を得る。そのためには、継続的に議会にかかわり、議会への理解を深めた第三者による客観的評価も必要。

議会と住民との新たな関係の構築

- ・ 議会活動の目標設定から活動評価まで、政策過程全体にわたって住民がかかわる住民とともに歩む議会
- ・ 多様な手法を用いて、多様な住民の意見を聴取し、議会への参加を促進
- ・ 議会モニターなど住民（第三者）の継続的な議会活動への関与による議会への理解促進（議会活動の第三者評価、報酬・定数等の議論への発展）

次期議会へのフィードバック

- ・ 通任期制の総括による問題・課題と議会改革のネクストステージの展望についての申し送り